

西東京市の教育に関する重点施策（平成 28 年度）

平成 27 年度の教育に関する重点施策は、「西東京市教育に関する大綱」の基本方針 1 の「確かな学力の育成」「豊かな心の育成」「健康と体力の育成」を踏まえ、「いじめの対策」、「虐待の対策」の 2 つを重点施策としました。

平成 28 年度は、「いじめの対策」、「虐待の対策」を継続して重点施策とするとともに、大綱の基本方針 3 「一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて」を踏まえて「特別支援教室の充実」を、また、市の総合戦略から「切れ目のない支援」を新たに加え、次の 4 つを重点施策とします。

重点施策 いじめの対策（継続）

児童・生徒の生命や心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を及ぼす、いじめの問題を克服することを目指し、いじめの防止等のための取組みを総合的に推進してまいります。

重点施策 虐待の対策（継続）

虐待に起因する痛ましい事案が二度と起こらぬよう、市として検証委員会を立ち上げ再発防止策を検討してきました。今後、この検証の結果を踏まえ、学校・家庭・地域住民と関係機関との連携を強化した対応を進めてまいります。

重点施策 特別支援教育（新規）

本市の特別支援教育をさらに推進するために、発達に課題のある通常の学級に在籍する児童への支援として特別支援教室を開設し、通常の学級での個に応じた支援の充実を図ります。

重点施策 切れ目のない支援の充実（新規）

乳幼児期から学齢期への連続性のある支援体制を整備し、子育て家庭への情報発信の強化や子どもの居場所づくりなどの充実を図ります。また、特別な支援を必要とする子どもや、一時的な養育困難状況などに対応するための支援体制づくりを進め、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えます。